

## 4 水産金融

### (1) 滋賀県水産振興資金

県では水産業の振興に寄与することを目的として、漁業経営の近代化・安定化に資する施設や漁船・漁具の整備、漁場環境保全活動などに必要な資金の融資制度を設けています。資金の貸し付けは滋賀銀行を通じて低利で行い、漁業信用基金協会の保証が必要となります。

(令和5年5月18日現在)

資金の種類	資金使途	貸付の相手方 (同一借入者の限度)	利率 (年%)	償還期限 (年以内)	うち 据置期間 (年以内)	貸付金額の限度 (万円)	
施設整備資金	魚介類養殖施設	漁業協同組合 (2,000万円)  水産加工業協同組合 (700万円)  漁業生産組合 (1,500万円)  養殖漁業者 (1,100万円)  漁船漁業者 (1,300万円)  水産加工業者 (1,300万円)	漁業近代化資金の利率に準じて知事が別に定める利率以内	7	1	対象資金総額の80%以内 100~700	
	真珠養殖施設					対象資金総額の80%以内 50~500	
	水産物加工施設					対象資金総額の80%以内 100~700	
漁船・漁具 改良取得資金	漁船			漁業協同組合 (2,000万円)  水産加工業協同組合 (700万円)  漁業生産組合 (1,500万円)  養殖漁業者 (1,100万円)  漁船漁業者 (1,300万円)  水産加工業者 (1,300万円)	5	1	対象資金総額の80%以内 50~500
	漁具						対象資金総額の80%以内 50~500 ※えり、落網の新設、更新および修繕を図る場合の資材並びに地曳網の購入資金については、最高額800
経営安定資金	魚介類養殖漁業 (種苗および飼料)の取得			漁業協同組合 (2,000万円)  水産加工業協同組合 (700万円)  漁業生産組合 (1,500万円)  養殖漁業者 (1,100万円)  漁船漁業者 (1,300万円)  水産加工業者 (1,300万円)	漁業近代化資金の利率に準じて知事が別に定める利率以内	2	1
	真珠養殖漁業 (品質向上、価格安定、先進技術導入および季節的需要)	3	1			対象資金総額の80%以内 50~400	
	水産物加工業 (原材料の取得)	2	1			対象資金総額の80%以内 50~600	
漁場環境保全 対策資金	漁場環境保全活動	※漁場環境保全対策資金の借入については、借入者は漁協に限る。	漁業近代化資金の利率に準じて知事が別に定める利率以内	7	1	対象資金総額の80%以内 50~300	
	水質汚濁防止施設					対象資金総額の80%以内 50~300	

☆ 融資機関：滋賀銀行

☆ 債務保証：全国漁業信用基金協会滋賀支所（保証 年0.91%）

(2) 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業者の経営や生活の改善および青年漁業者の養成確保を目的として、船・機械の導入や各種研修の受講等に必要な資金を無利子で貸し付ける融資制度です。国と県で造成した資金を原資として貸し付けを行っています。

(2)-1 経営等改善資金(無利子)

(令和5年5月1日現在)

資金の種類	貸付の内容	貸付の相手方	貸付限度額		償還期間【うち据置期間】(年以内)									
			(万円)	計	沿岸漁業改善資金助成法に基づく貸付	農工商等連携促進法の特例による貸付	農林漁業バイオ燃料法の特例による貸付							
1 操船作業省力化機器等設置資金	自動操舵装置	沿岸漁業者	1台	100	500	7【1】	9【3】	9【1】						
	遠隔操縦装置		1台	50										
	レーダー		1台	180										
	自動航跡記録装置		1台	120										
	GPS受信機		1台	130										
	サイドスラスタ		1台	400										
2 漁労作業省力化機器等設置資金	ラインホラー等の揚縄機	沿岸漁業者	1台	120	500	7【1】	9【3】	9【1】						
	ネットホラー等の揚網機		1台	120										
	カラー魚群探知機		1台	150										
	水冷却装置		1台	180										
	巻取りウインチ		1台	500										
	漁業用クレーン		1台	400										
	水殺菌装置		1台	300										
	漁獲物等処理装置		1台	500										
3 補機関等駆動機器等設置資金	補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む)	沿岸漁業者の組織する団体	1台	400	500	7【1】	9【3】	9【1】						
	油圧装置		1台	500										
4 燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関(推進機関)	中小企業者*	1台	2,400	2,500	7【1】	9【3】	9【1】						
	定速装置		1台	120										
5 新養殖技術導入資金	知事が定める種類に属する水産動植物の養殖技術、または知事が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行うための施設、種苗、飼料	中小企業者*	1件	400	2,500	4【2】	5【3】	5【2】						
6 資源管理型漁業推進資金	水産資源の管理に関する取り決めにより資源管理措置の実施と、これと併せて行う低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値向上の総合的な実施に必要な資金		1件	1,200					10【3】	12【5】	12【3】			
7 環境対応型養殖業推進資金	漁場の保全に関する取り決めによる養殖密度の適正化、投餌内容・方法の改善、薬品使用の適正化等による養殖業の生産行程の総合的な改善に必要な資金		1件	2,000								10【3】	12【5】	12【3】
8 乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり		1件	50										
9 救命消防設備購入資金	安全カバー装置	1件	50	130	2【-】									
	揚網機安全装置	1件	40											
	救命胴衣	1件	10											
	消化器	1件	10											
	イーバブ	1件	60											
	レーダートランスポンダ	1件	65											
10 漁船衝突防止機器等購入等資金	小型漁船緊急連絡装置	沿岸漁業者の組織する団体	1件	130	80	5【-】								
	レーダー反射器		1件	40										
11 漁具損壊防止機器等購入資金	無線電話	個人 団体・会社	1件	40	70 130	5【-】								
	漁具の標識(灯火付きブイおよびレーダー反射器付きブイ)		1件	70										

(2)-2 生活改善資金(無利子)

(令和5年5月1日現在)

資金の種類	貸付の内容	貸付の相手方	貸付限度額		償還期間【うち据置期間】(年以内)			
			(万円)	計	沿岸漁業改善資金助成法に基づく貸付	農商工等連携促進法の特例による貸付	農林漁業バイオ燃料法の特例による貸付	
1 生活合理化設備資金	し尿浄化装置または改良便所	沿岸漁業従事者	1件	30	150	3【-】		
	自家用給排水施設		1件	10		2【-】		
	太陽熱利用温水装置		1件	10				
2 住宅利用方式改善資金	居室		1件	150	7【-】			
	炊事施設		1件	150				
	衛生施設		1件	150				
	家事室等	1件	150					
3 婦人・高齢者活動資金	漁船用機器 漁具 加工用機器 等 種苗費 餌料費 加工用 原材料費 資材費 等	沿岸漁業者の組織する団体	1件	80	3【-】			

(2)-3 青年漁業者等養成確保資金(無利子)

(令和5年5月1日現在)

資金の種類	貸付の内容	貸付の相手方	貸付限度額		償還期間【うち据置期間】(年以内)			
			(万円)	計	沿岸漁業改善資金助成法に基づく貸付	農商工等連携促進法の特例による貸付	農林漁業バイオ燃料法の特例による貸付	
1 研修教育資金	旅費 教材費 授業料 等	青年漁業者等	国内研修1人 (月額15万円) (2ヶ月限り)	180	180	5【1】		
			国内研修1人	100		5【1】		
2 高度経営技術修得資金	情報関連機器 制御装置等	青年漁業者 青年漁業者の組織する団体	1件	150	5【-】			
3 漁業経営開始資金	漁業経営を開始する資金 (漁船、機器、施設、漁具、 種苗、飼料等)	青年漁業者の組織する団体	経営開始資金 部門経営開始資金	2,000 800	10【3】		12【3】	

- 貸付事務委託機関：農林中央金庫
- その他の条件：同一借入者の借入限度額：5,000万円

## (3) 資金別貸付実績

	滋賀県水産振興資金		滋賀県沿岸漁業改善資金	
	件数	貸付金額 (千円)	件数	貸付金額 (千円)
昭和45	19	13,570		
46	75	79,510		
47	78	83,860		
48	32	59,000		
49	74	126,520		
50	37	102,000		
51	33	96,950		
52	26	71,630		
53	38	100,350		
54	23	69,650	44	20,650
55	37	78,450	48	29,400
56	35	96,280	17	29,000
57	30	86,550	28	29,500
58	24	80,650	15	21,820
59	22	109,740	22	15,283
60	17	66,670	32	28,978
61	25	87,560	6	10,880
62	14	57,440	92	40,781
63	8	35,700	6	15,400
平成元	12	57,920	26	5,300
2	16	70,669	12	7,800
3	6	24,700	7	24,000
4	12	49,800	90	51,896
5	8	44,700	9	41,000
6	11	48,050	16	16,335
7	6	36,310	13	22,000
8	9	29,130	17	23,960
9	6	17,380	6	3,694
10	27	261,100	6	22,748
11	6	24,200	18	10,762
12	13	48,950	3	26,522
13	7	22,260	2	15,000
14	6	22,570	0	0
15	6	15,550	0	0
16	35	239,900	3	1,722
17	4	15,300	0	0
18	5	18,000	0	0
19	1	5,000	1	8,500
20	2	9,000	0	0
21	2	9,000	1	9,000
22	3	9,200	1	3,700
23	0	0	0	0
24	1	2,800	0	0
25	4	12,300	0	0
26	1	1,900	0	0
27	0	0	0	0
28	3	6,800	0	0
29	12	87,800	1	3,000
30	0	0	9	3,600
令和元	1	3,000	1	2,304
2	1	11,727	1	1,500
3	0	0		0
4	2	5,250	1	2,270